５．鉄筋コンクリート工事

（１）コンクリート

◉ コンクリートはＪＩＳ認定工場の製品とし施工に関してはＪＡＳＳ５による。

◉ セメントは、ＪＩＳ　Ｒ５２１０の普通ポルトランドセメントを標準とする。

◉ 調合計画は、工事開始前に工事管理者の承認を得ること。

□ 寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当たる場合は、調合、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事管理者の承認を得ること。

◉ フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で（財）国土開発技術研究センターの技術評価を受けた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し承認を得る。 測定検査の回数は、通常の場合、１日１回以上とし、１回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて３回行い、その平均値を試験値とする。

◉ 構造体コンクリート現場の圧縮強度試験供試体（ＪＡＳＳ５Ｔ－６０３）は、現場水中養生、または現場封かん養生とし、採取は打ち込み工区ごと、打ち込み日ごととする。また、打ち込み量が１５０m3 をこえる場合は１５０m3 ごとまたは、 その端数ごとに１回を標準とする。１回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた３台の運搬車からその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は、特別指示なき場合は、１回当たり６本以上とし、そのうち４週用に３本を用いる。

◉ ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ち コンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が 従事すること。
なお、打ち込み継続中における打ち継ぎ時間間隔の限度は、 外気温が２５℃未満の場合は１５０分、２５℃以上の場合は１２０分以内とする。

（２）鉄　筋

◉ 鉄筋はＪＩＳ　Ｇ３１１２の規格品を標準とする。

◉ 鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）（２）」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）（２）」による。

◉ Ｄ１９未満は、すべて重ね継手とする。　継手（Ｄ１９以上）をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。

◉ ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごと（２００箇所を越えるときは，２００箇所ごと）に１回行い１回の試験は５本以上とする。
外観検査　□ 有　□ 無，引張試験　□ 有　□ 無、超音波探傷試験　□ 有　□ 無

□ 柱の帯筋（Ｈ００Ｐ）の加工方法は、□ Ｈ型（タガ型）□ Ｗ型（溶接型）
□ Ｓ型（スパイラル型）とする。

□ コンクリート及び鉄筋の試験は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第４条の試験機関で行うこと。
試験機関名
代行業者名
代行業者名とは、試験、検査に伴う業務を代行する者をいう。

（２）鉄　筋

◉ 鉄筋はＪＩＳ　Ｇ３１１２の規格品を標準とする。

◉ 鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、鉄筋の継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）（２）」または「壁式鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）（２）」による。
外観検査　◉ 有　□ 無，引張試験　□ 有　◉ 無、超音波探傷試験　□ 有　◉ 無

□ 柱の帯筋（Ｈ００Ｐ）の加工方法は、□ Ｈ型（タガ型）□ Ｗ型（溶接型）
□ Ｓ型（スパイラル型）とする。

□ コンクリート及び鉄筋の試験は「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」第４条の試験機関で行うこと。
試験機関名
代行業者名
代行業者名とは、試験、検査に伴う業務を代行する者をいう。

◉ Ｄ１９未満は、すべて重ね継手とする。　継手（Ｄ１９以上）をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。

□ ガス圧接部の抜き取り検査は、同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごと（２００箇所を越えるときは，２００箇所ごと）に１回行い１回の試験は５本以上とする。

（３）型　枠

◉ 材料　　合板厚　１２mmを標準とする。　□

◉ 型枠存置期間

種類		せき板				支柱		
部位		基礎、梁側、柱、壁		スラブ下、梁下		スラブ下		梁下
セメントの種類 / 在置期間の平均気温		早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種	早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種
材令（日）	１５℃以上	2	3	4	6	8	１７	２８
コンクリート	５℃～１５℃	3	5	6	１０	１２	２５	２８
	５℃未満	5	8	１０	１６	１５	２８	２８
コンクリートの圧縮強度		５０N／㎟		設計基準強度の５０％		設計基準強度の		
						８５％		１００％

注）１　片持梁、庇、スパン９．０m以上の梁下は、工事監理者の指示による。
注）２　大梁の支柱の盛りかえは行わない。　また、その他のはりの場合も原則として行わない。
注）３　支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
注）４　盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注）５　支柱の盛りかえは、小梁が終わってから、スラブを行う。
　　一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。
注）６　上表以外のセメントを使用する場合は工事監理者の指示ｂ諢驕B/よる。

６．鉄骨工事

（１）鉄骨工事は指示のない限り下記による。

◉ 日本建築学会「ＪＡＳＳ６」「鉄骨精度検査基準」「鉄骨工事技術指針」

□ 鋼材倶楽部「建築鉄骨工事施工指針」

□

（２）工事監理者の承認を必要とするもの

□ 製作工場　□ 製作要領書　◉ 工作図　□ 施工計画書

□ 建設省告示第１１０３号による認定工場 （大臣認定　グレードまたは都登録　ランク）

◉ 材料規格証明書または試験成績書

◉ 鋼材　◉ 高力ボルト　□ 特殊ボルト　□ スタッドボルト

□ 社内検査表　□　□

（３）工事監理者が行う検査項目

（◉ 印以外の項目の検査結果については、工事監理者に報告すること）

□ 現寸検査　□ 組立・開先検査　□ 製品検査

□ 建方検査　□　□

（４）接合部の溶接は下記によること

◉ 東京都アーク溶接工事監理規準（建築構造設計指針第１２章）

◉ 鉄骨造等の建築物の工事に関する東京都取扱要綱（建築構造設計指針第１２章）

◉ 日本建築学会「溶接工作規準、同解説Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ」

（５）接合部の検査

□ 溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

（５）接合部の検査

□ 溶接部の検査（検査結果は後日工事監理者に報告すること）

検査箇所	検査方法	検査率または検査数 社内	第三者	工事監理者	備考
□ 突合せ溶接部	超音波探傷試験	% 個	% 個	% 個	
□	外観（目視）検査	%			
□	マクロ試験・その他	個			
第三者検査機関名					
第三者検査機関とは、建築主、工事監理者又は工事施工者が、受け入れ検査を代行させるために 自ら契約した検査会社をいう。					

注）現場溶接部については原則として第三者による全数検査を行うこと。

◉ 高力ボルトは「ＪＩＳ　Ｂ１１８６の高力ボルト」を標準とする。摩擦面の処理は黒皮などを座金外径２倍以上の範囲でショットブラスト、グラインダー掛け等を用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した、赤さび状態であること。ただし、ショットブラスト、グリットブラストによる処理で表面あらさが５０Ｓ以上である場合は、赤さびは発生しないままでよい。

◉ 高力ボルトの締付けに使用する機器はよく調整されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分密着するように注意して行う。又、締付けは原則として２度締めとする。締付け後の検査は 各締付け工法別に適切な締付けが行われているか検査する。

（６）防錆塗装

◉ 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。 錆止めペイントは、ＪＩＳ　Ｋ５６２１　２回塗りを標準とする。

◉ 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆 止めペイントを使用し２回塗りとする。

（７）耐火被覆の材料

□

７．設備関係

◉ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない、設ける場合は設計者の承認を得ること。

◉ 設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。

◉ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの１／３以下とし管の間隔を５cm以上とする。

８．その他

◉ 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。

◉ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。

◉ 必要に応じて記録写真を撮り保管すること。

	図面訂正年月日	特記事項

林州啓建築設計事務所（ハヤシ クニヒロ）
〒517-0603 三重県志摩市大王町波切3290-5
TEL(0599)72-0039
FAX(0599)72-2733
一級建築士　大臣登録第211001号　林　州　啓

作図年月日	工事名称	図面番号
H28.06	的矢地区消防車格納庫建設工事	8
縮尺	図面名称 コンクリート構造設計標準仕様書	